

島根県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成25年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会教育長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成27年10月23日

島根県監査委員	角	智	子
同	中	島	謙
同	錦	織	厚
同	後	藤	勇

平成25年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	措 置 の 内 容
<p>1 収入関係事務</p> <p>(1) 収入の調定事務が適当でないもの</p> <p>行政財産の目的外使用に係る使用料の収入について、誤って平成24年度の調定で処理を行っていた。</p> <p>行政財産の区分 土地</p> <p>許可数量 電柱7本、支線1条、支柱1本</p> <p>許可期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日</p> <p>使用料 13,500円（平成25年度分）</p> <p>調定日 平成25年3月27日</p> <p>外11件</p> <p style="text-align: right;">(三刀屋高等学校)</p> <hr/> <p>(2) 債権確保の措置が適当でないもの</p> <p>道路占用料の納入期限が到来後も未納のものについて、督促がされていないものがあった。</p> <p>(1件30,000円)</p> <p style="text-align: right;">(出雲県土整備事務所)</p>	<p>1 収入関係事務</p> <p>(1) 収入の調定事務が適当でないもの</p> <p>調定年度の誤りがないように、収入調定を行うときは調定内容が適切であることを担当者と副担当者等の2人以上で確認の上、納入通知書を発送することにした。</p> <hr/> <p>(2) 債権確保の措置が適当でないもの</p> <p>督促を適切に行うため、財務電算システムで毎月通知される収入未済一覧表により納入状況を確認し、未納のものがあれば、占用許可担当課で督促を行うことにした。督促後は、収入未済一覧表に督促年月日を記入し、処理状況を経理担当課で確認することとした。</p>
<p>2 支出関係事務</p> <p>(1) 支払の時期が遅延し、延滞金が発生したもの</p> <p>ア 島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計において、消費税及び地方消費税の中間納付に際して、消費税と地方消費税の割合を誤って算定したため、最終納付額について消費税に過納額、地方消費税に不足額が生じ、地方消費税の不足額について延滞税が発生していた。</p> <p>法定納期限 平成25年9月30日</p> <p>修正申告日 平成25年11月29日</p> <p>延滞税 2,500円</p> <p style="text-align: right;">(医療政策課)</p> <hr/> <p>イ 源泉徴収所得税（復興特別所得税）の支払時期が遅延し、加算税及び延滞税が発生していた。</p> <p>納付期限 平成26年1月10日</p> <p>納付日 平成26年2月14日</p> <p>対象金額 846,600円</p> <p>加算税 42,000円</p> <p>延滞税 2,300円</p> <p style="text-align: right;">(議会事務局)</p>	<p>2 支出関係事務</p> <p>(1) 支払の時期が遅延し、延滞金が発生したもの</p> <p>ア 平成26年度の申告からe-Taxを導入しており、思い込みやケアレスミスを排除し、税務署担当者からの簡易審査が迅速に受けられるようになった。</p> <p>申告書類及び申告に係る基礎数値の算出において、担当者と副担当者によるダブルチェックを実施することにした。</p> <p>消費税説明会等への参加による担当者の知識習得及び他職員との情報共有によりチェック体制の向上に努めた。</p> <hr/> <p>イ 議員分の年末調整については、平成26年分から、関係書類作成後に、復興特別所得税の加算漏れがないことも含め正確に処理されているか、総務事務センターの事前チェックを受けた後、出納局に払い出し書類を回付することとした。</p>

<p>(2) 添付すべき請求書類がないもの</p> <p>平成26年3月分の通信回線（イーサネット）使用料（77,700円）について、請求書を受理していないにもかかわらず、支出手続がなされていた。</p> <p>（企業局東部事務所）</p>	<p>(2) 添付すべき請求書類がないもの</p> <p>年度末に債務が確定する費用について請求書の受理が翌年度となるものがあるが、企業会計では一般会計と異なり出納整理期間がないため、このような場合、年度末に未払金として計上し、請求書を受理した後に支出手続をすることとなっている。</p> <p>今回の事案では年度末に未払金計上をする際の事務処理を適正に行っていなかったため、請求書を受理する前に支出手続に着手した形となっていた。適正な事務処理がなされるよう改めて会計担当職員による会議で周知徹底を図った。</p>
<p>3 契約関係事務</p> <p>歯科材料（技工材料）購入契約について、財務規程第107条の表第2号の規定に基づき随意契約されていたが、予定価格が限度額を超えていた。</p> <p>（中央病院）</p>	<p>3 契約関係事務</p> <p>財務規程に基づいて随意契約できる範囲について、事務担当課及び審査担当課に対して再度周知徹底するとともに、両課でダブルチェックすることにした。</p>

意見	処理方針・措置状況
<p>1 定期監査の結果に関する意見</p> <p>(1) 県立高校における電子計算システムの保守業務委託契約について</p> <p>県立高校における電子計算システムの保守業務委託の執行について、執行伺の設計金額の積算、契約相手方を決定する際に提出された業者の見積書並びに契約書に添付された業務仕様書の業務内容の記述が不揃いで、整合がとれていないものが多くみられた。</p> <p>業務委託の適正な執行のためには、サーバ、パソコン及びシステムの点検・保守並びに障害発生時対応等の業務内容について、契約当事者間で明確に認識され、契約相手方の業務提供と発注者である県の履行確認が、約定した業務内容に基づき確実に行われなければならない。</p> <p>については、各学校の実態を調査し、修正を要する契約については個別に指導・助言を行うとともに、各学校における適正な契約事務に資するよう必要に応じて参考例を示す等検討されたい。</p>	<p>(教育施設課)</p> <p>「電子計算システムの保守業務委託契約」を締結している県立学校の契約状況を調査し、積算書、見積書及び契約書の内容等について実態を把握した。</p> <p>この結果を踏まえ、積算書、仕様書及び契約書の参考例を作成し、これらの整合性を図ること等、適正な契約事務が行われるよう通知文書を発出した。</p>
<p>(2) 自動販売機設置に係る行政財産の有効活用について</p> <p>県有財産について、長期的・全庁的な視点に立って一層の有効活用を図っていく必要があることから、本年4月に『島根県県有財産利活用方針』が策定され、知事部局、教育委員会及び警察本部が所管する県有財産の貸付料の見直し等に取り組まれているところである。</p> <p>こうしたなか、庁舎等への自動販売機の設置について、これまでの行政財産の目的外使用許可から行政財産の貸付への切替えを進めるものとし、なかでも可能なものについては、公募による設置業者の選定が検討されている。</p> <p>については、財産の各所管部局にあつては、施設のもつ特性や立地条件等により自動販売機の売上数量に多くを見込めない場合もあろうが、できるだけ多くの施設で公募制度が導入されるよう検討されたい。</p>	<p>(管財課、教育施設課)</p> <p>平成26年10月に策定した「島根県県有財産利活用推進計画」の中で、「自動販売機の公募制度導入」を県有財産の有効活用を図っていく具体的な取組みの一つとした。</p> <p>そこで、従来、行政財産の使用許可により対応してきた県有施設等への自動販売機の設置について、「自動販売機の設置に係る事務取扱要領」を定め、平成27年4月1日以降、民間事業者等が設置している自動販売機について、原則として公募により設置事業者を選定し、行政財産の貸付により設置させることとした。</p> <p>県庁舎、合同庁舎、指定管理施設については、平成27年度から貸付制度を導入し、その他の施設についても公募制度の導入を準備し、平成29年度から貸付に切り替えることとしている。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察においては、平成29年度を目途に、原則として公募による行政財産の貸付により、自動販売機を設置することとしている。</p>

<p>(3) 物品管理の適正化について</p> <p>物品管理の適正化については、これまでも折に触れ意見を述べてきたが、物品管理システムが導入された昨年度は、重点的監査事項として監査を行い、物品データの精度向上などについて意見を述べた。</p> <p>今回の監査において、物品管理システムの稼働に伴い、新たに会計規則に定められた「使用責任者記録簿」の作成の趣旨が十分に理解されているとは言えない状況にあり、必要な処理が行われていない所属が見受けられた。</p> <p>については、出納局にあっては、「使用責任者記録簿」作成の趣旨及び規則の解釈等、物品管理に係る適正な取扱いについて改めて周知徹底を図られたい。</p> <p>また、使用責任者に関して、所属での事務処理ができる限り軽減されるよう、システムの改善も検討されたい。</p>	<p>(出納局)</p> <p>平成26年12月に文書通知（物品管理に係る「使用責任者記録簿」の作成について）を行ったほか、会計事務の研修会、職員ポータル掲示板を活用して周知・徹底に努めている。</p> <p>また、新財務会計システム（H28年度稼働予定）で「使用責任者記録簿」を作成できるよう開発を行っている。</p>
<p>(4) 履行検査事務の適正化について</p> <p>会計規則に基づき検査調書作成が必要なものの履行検査について、起案文書等に検査員の指定が明記されていないものが昨年度に比べて多く見られた。</p> <p>適正な履行検査を行うためには、一定金額以上の重要なものについて、会計規則で指定行為が必要とされている検査員を、あらかじめ起案文書等に明記しておく必要があると考える。</p> <p>については、少なくとも検査調書を作成する必要がある契約金額が200万円以上のものについて、指定された検査員を起案文書等に明記するよう指導されたい。</p>	<p>(出納局)</p> <p>検査調書を作成する必要がある200万円以上の契約については、検査員を起案文書等に明記するよう平成26年11月に通知を行った。</p> <p>また、土木部の建設工事事務管理システム及び用地事務システムにおいては、伺文書の様式に「検査員の指定」の項目を加えた。</p> <p>出納審査事務においては、「修正指示書」の様式に「検査員の指定」の項目を入れ、記載漏れがないよう審査を行うこととした。</p>
<p>(5) 会計事務の適正化について</p> <p>会計事務の適正化については、これまでの定期監査の意見でも繰り返し述べてきたにもかかわらず、今回の監査においても、収入調定、支出負担行為に係る処理等、会計知識の不足等に起因する軽微なミスや、旅費の領収書の記載不備など、職員及び決裁者の認識不足や所属のチェック体制の不備による誤った事務処理が見受けられ、これらは地方機関より本庁で多く見られた。</p> <p>については、各執行機関においては、チェック機能を高め、会計事務の適正な執行に努めるとともに、人事課・総務事務センターにあっては、旅費精算確認の適正処理を繰り返し周知し、徹底を図られた</p>	<p>(各執行機関、出納局)</p> <p>① 会計事務研修の充実強化</p> <p>職員の会計事務に関する知識向上と法令遵守の徹底を図るため、次のとおり会計事務研修を実施した。なお、今年6月の研修では、新たに、前年度の監査結果や会計検査結果の指摘事項等の説明を加えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計事務実務研修（H27年2月） ：実務の中で生じた問題の説明等 ・会計事務担当者及び決裁者研修（H27年6月） ：会計事務全般にわたる研修 <p>② 「会計事務に関するチェック項目」の周知</p> <p>適正な会計処理を行うため、平成26年4月に作成した「会計事務に関するチェック項目」を用いて平成27</p>

い。

また、出納局にあつては、会計処理の相談や検査、研修を強化するなど職員の能力向上を図るとともに、各所属の状況に応じたOJT研修、重点的な会計検査、ミスの多い事例の周知徹底など、よりきめ細かい会計事務への支援を行われたい。

年6月の研修で受講者に説明した。

③ 会計事務に関する情報共有の推進
平成26年度は、「出納局だより」を6回発行し、会計情報の提供及び注意喚起を行った。

④ 出納審査の充実強化
支出審査における「修正指示書」を適宜見直すとともに、定期的に課内研修を行い、統一的な審査ができるよう努めている。

⑤ 会計検査の充実強化
今年度も、引き続き、本庁・地方機関とも全所属の1/2を対象に全ての会計事務について検査を実施する。今年度は、新たに、監査からの指摘事項等を踏まえた「重点検査項目」を設けて検査を行う。

また、検査体制については、出納監察スタッフに審査グループを加え、体制を強化するとともに、日常の支払審査の視点に立った検査・指導、検査後の相談等を行う。

⑥ 財務会計システムの充実
平成28年度稼働予定の新財務会計システムでは、システム上のチェック機能の充実を図る。

⑦ 会計事務ヘルプデスクの開設
平成27年3月から会計事務ヘルプデスクを設け相談窓口の充実を図った。

⑧ 所属の要望に応じた個別研修の実施
平成26年9月に要望のあった個別研修を実施した。

(人事課、総務事務センター)

職員ポータルサイトのライブラリを活用し、監査委員から旅費精算の適正処理について意見があったことや「旅費の精算時における領収書の確認」について通知文書を出し、繰り返し注意喚起を行っている。

会計事務研修においても、引き続き周知徹底を図っている。

(公安委員会)

警察においては、独自に「業務チェックマニュアル」を作成、全所属に配布し、日常業務において陥りやすい問題点を点検している。

また、「執行何チェック表」により執行の審査を行ったり、あるいはポイントをしぼったマニュアルとして「ワンポイント事例集」を作成して科目ごとに具体的な例をあげて、適正な執行が行えるように努めている。

意見	処理方針・措置状況
<p>2 組織及び運営の合理化に資するための意見</p> <p>(1) 「予算執行の実績並びに主要施策の成果」と「行政評価結果」の関連について</p> <p>各所属においては、前年度施策の実績、評価を表すものとして、毎年度行政評価に取り組み「行政評価結果」を作成する一方で、議会説明資料「予算執行の実績並びに主要施策の成果」も作成している。</p> <p>これらを作成する各所属にとっては、作業時期が互いに重なることもあり、職員の負担軽減を図る観点から、一体的な処理が求められるところである。</p> <p>「予算執行の実績並びに主要施策の成果」は、予算に対する決算の状況を主として、事業実績や効果などが記載されており、一方、「行政評価結果」は、数値化した目標と実績、必要性・効率性などについての自己評価、目的達成のための課題などが記載されている。</p> <p>については、双方の資料に齟齬はないのか検証を行った上で、事務の効率化を図るとともに、県民によりわかりやすい資料とするためにも、双方のメリットを活かした一体的な処理が行えるよう、検討されたい。</p>	<p>(政策企画監室、財政課)</p> <p>「行政評価結果」は県政運営の基本方針である島根総合発展計画の進行管理のため、成果と課題、今後の取組方針を整理したものであり、「予算執行の実績並びに主要施策の成果」は地方自治法第233条第5項の規定に基づき、決算を議会の認定に付するに当たって主要な施策の成果を説明したものであり、その目的や記載は大きく異なっている。</p> <p>議会に対し、よりわかりやすい説明を行うため、「予算執行の実績並びに主要施策の成果」は、事業概要を詳細に記載する、目的が同じ事業はまとめる、行政評価にない維持管理費も対象とする、という方針で作成しており、2つの資料の統合は難しい。</p> <p>しかし、監査意見のとおり、職員の負担軽減のための事務の効率化や県民にわかりやすい資料とすることは非常に重要な視点であり、次のとおり事務の改善を行った。</p> <p>① 行政評価と予算の連動</p> <p>H27年度に行政評価の評価項目を見直し、新規予算要求時の必須資料にしたことで、行政評価と予算に齟齬がでない仕組みに改善した。</p> <p>② 職員の負担軽減のための事務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2つの資料に共通する作業を同時に行えるように資料の作成時期を変更した。 ・ 「行政評価結果」について、電算システムからエクセルシートへ作成方法の変更、評価シート項目の見直し、人役積算の廃止、研修会の見直し(手引きや対象者)を行った。 <p>③ 県民にわかりやすい資料</p> <p>「予算執行の実績並びに主要施策の成果」に、島根総合発展計画の施策と事業の関係がわかるような早見表を追加した。</p>
<p>(2) 障がい者就労施設等からの物品等の調達について</p> <p>障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化するため、本県では、かねてより当該施設からの物品等の調達を進めており、毎年度、実績を積み重ねてきたところである。</p> <p>こうしたなか、地方公共団体等が当該施設等から</p>	<p>(各執行機関)</p> <p>障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進する「調達方針」を定め、幹部会議や政策調整会議において、各部局に調達を依頼するとともに、全機関に通知を發出し、県が調達する目標額を示している。併せて、各機関の前年度調達実績、障がい者就労施設等から調達で</p>

<p>優先的に物品調達を行うよう努めることを求めた障害者優先調達推進法が平成25年に施行されたことに伴い、毎年度定める調達方針に調達額の目標を定め、取組を強化してきている。</p> <p>しかしながら、昨年度は目標を達成したものの、調達実績があるのは、全機関の1/3程度である。</p> <p>については、各執行機関にあっては、調達方針の目的及び内容について職員に十分な浸透を図るとともに、物品等の調達に際しては、職員ポータル掲載の各施設の取扱商品等の情報収集を行うなどして、当該施設等からの調達の検討に努められたい。</p>	<p>きる物品等のリストを示し、各執行機関の調達を促している。</p> <p>また、物品等を供給する就労施設等に対して、県の調達実績・調達方針を示すなど、情報提供を行い、県の調達に適する商品・サービスの提供を呼び掛けている。</p> <p>その結果、平成26年度では、調達実績がある機関が平成25年度に比べ51%増加した。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察では、警察本部から県下各警察署及び警察本部内の関係所属に対して通知文を發出し、障がい者就労施設等からの物品の調達について周知を図っている。</p> <p>また、各施設の取扱商品の一覧表をSPWAN掲示板に登載し、該当する商品があれば、積極的な調達に努めるように通知している。</p>
<p>(3) 職員の健康管理対策について</p> <p>知事部局及び教育委員会におけるメンタルヘルス不調者や心の病気による休職者は近年増える傾向にある。</p> <p>また、定期健康診断受診率は、知事部局が97.9%、教育委員会が99.7%であるが、精密検査受診率はともに61.4%と、まだ改善・向上の余地がある。</p> <p>メンタルヘルス対策や長時間労働等過重労働対策については、研修等の実施、相談・指導・支援等の体制整備、さらには健康診断受診勧奨や風通しの良い職場環境づくり等の取組など、様々な対策が講じられてきている。</p> <p>これら対策の重要性は今後ますます大きくなると思われるが、職員一人ひとりがそれぞれの立場で、自覚を持って積極的に心と体の健康管理に取り組む必要があり、職員のセルフケア能力の向上、管理監督者の業務管理・職場環境管理マネジメント能力の向上等を図り、実効性が高まるよう、引き続き着実な取組を進められたい。</p>	<p>(人事課)</p> <p>所属長と連携して、定期健康診断未受診者対策（H26年度定期健康診断受診率98.8%）、精密検査未受診者対策（H26年度精密検査受診率62.3%）に取り組んだ。今後も引き続き所属長と連携した受診勧奨を行う。</p> <p>各相談事業の活用について、職員ポータルの掲示板、職場訪問、管理監督者研修、会議等で呼びかけた。また、職員は自己チェックを実施し、セルフケアの向上を図るとともに相談事業の利用促進を図った。</p> <p>管理監督者研修、一般職員メンタルヘルス研修を各合同庁舎で実施し、セルフケア能力の向上、管理監督者の業務管理・職場環境管理マネジメント能力の向上等を図った。</p> <p>(福利課)</p> <p>精密検査受診率の向上を図るため、平成26年度、総合病院よりも身近で受診しやすい「かかりつけ医」の受診について、本人への通知の際や県立学校校長会等を通じて周知した。しかし、平成26年度の受診率は62.3%と微増に止まった。引き続き「かかりつけ医」の受診について分かりやすく説明し受診を促すとともに、受診率が低い所属については、所属長へ受診勧奨依頼を個別に行う。</p> <p>メンタルヘルス対策については、従来からの研修（管理監督者対象、全教職員対象）に加え、県立学校については臨床心理士による巡回相談を活用した校内研修会の開催を働きかけた。さらに、平成27年度、公立学校共済</p>

	<p>組合島根支部の健康増進啓発事業との連携による研修会や教育庁本庁職員を対象とした人権同和問題職場研修とセットにした研修会を開催するなど、教職員が参加しやすい研修機会の拡充を図る。</p>
<p>(4) 県民に分かりやすい情報伝達・広報について</p> <p>これからの県行政を推進する上で、とりわけ福祉・防災・防犯等の県民生活や地域社会の課題解決に向けた取組については、県民との協働が必要不可欠であり、県民にいかにか早く必要な情報を伝達し、その理解を得られるか、さらに支援・参加・協働していただけるかが、施策推進・事業成就の大きな鍵を握ると思われる。</p> <p>については、広聴広報課においては、各広報媒体の伝達効果・対象範囲等を検証するなどして、それぞれの媒体の強み・特性を活かし、また、ICT（情報通信技術）など新たな媒体も積極的に活用を図るなどして、より効果的な広報手段の確保に努められたい。</p> <p>また、各執行機関においては、広報媒体の活用に加えて、イベント・説明会等をはじめとして、県民に働きかける多様な手段・場면을工夫・開拓し、様々な分野・世代の県民一人ひとりに、必要かつ有益な情報が、分かりやすく確実に伝達できるよう、取り組まれない。</p>	<p>(広聴広報課、各執行機関)</p> <p>広聴広報課で実施する直接広報については、現在実施しているWebを使ったアンケートや世論調査をもとに、それぞれの広報媒体の利用頻度や利用者層、広報番組や紙面の認知度を分析し、効果的な広報となるよう努めている。</p> <p>YouTube上には「しまねっこCH（チャンネル）」を開設して動画を使った広報にも取り組んでおり、平成26年11月には、文書を発出し各機関に利用を促している。また、フェイスブックなどのSNSも活用しており、新たな媒体を使った積極的な情報提供にも努めている。</p> <p>各執行機関では、イベント、地元説明会、出前講座など、様々な機会を利用して県民に情報が伝わるよう取り組んでいる。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察としては、犯罪被害や交通事故の未然防止を図るため、県民の安全・安心に資することが重要と考えている。</p> <p>また、警察に対する県民の理解と信頼、協力を得るためには、警察活動をいかにか県民に正しく伝えられるかが重要な要素であると認識しており、広報を重要な手段ととらえ、事件事故の発生実態や安全安心情報のほか各種警察活動について積極的な広報を行っているところである。</p> <p>具体的には、県警ホームページや県警フェイスブックページによる、県警察の各種施策、イベント情報、事件・事故防止のための注意喚起などの情報発信、あるいは交番・駐在所による広報紙の発行、県警音楽隊による広報活動、ケーブルテレビなど各種広報媒体を利用して、県民の皆様役に立つ情報の発信に努めている。</p> <p>このほかにも、若い世代に影響のある人物等とタイアップした防犯キャンペーンの展開など、多様な手段・場면을活用し、工夫を凝らした広報に努めている。</p>